

平成 2 8 年旭市議会第 2 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 2 8 年 6 月 1 7 日（金）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
議案の説明、質疑	3
議案の採決	1 1
所管事項の報告	1 2
閉会	1 3

文教福祉常任委員会 平成 2 8 年 6 月 2 0 日（月）

付議事件	1 7
出席委員	1 7
欠席委員	1 7
委員外出席者	1 7
説明のため出席した者	1 8
事務局職員出席者	1 8
開会	1 9
議案の説明、質疑	2 1
議案の採決	2 6
所管事項の報告	2 6
請願の審査	2 9
請願の採決	3 3

意見書案の説明	3 3
陳情の審査	3 7
陳情の採決	4 2
意見書案の説明	4 3
閉会	4 6

総務常任委員会 平成28年6月21日（火）

付議事件	4 9
出席委員	4 9
欠席委員	4 9
委員外出席者	4 9
説明のため出席した者	4 9
事務局職員出席者	5 0
開会	5 1
議案の説明、質疑	5 2
議案の採決	6 0
所管事項の報告	6 1
閉会	7 0

建設経済常任委員会

平成28年6月17日（金曜日）

建設経済常任委員会

平成28年6月17日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成28年度旭市一般会計補正予算の議決について

出席委員（7名）

委員長 宮澤芳雄
委員 滑川公英
委員 林七巳
委員 宮内保

副委員長 磯本繁
委員 向後悦世
委員 飯嶋正利

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 平野忠作

議員 米本弥一郎

説明のため出席した者（16名）

副市長 加瀬寿一
農水産課長 宮負賢治
都市整備課長 川口裕司
水道課長 加瀬宏之
その他担当職員 8名

商工観光課長 向後嘉弘
建設課長 加瀬喜弘
下水道課長 高野和彦
農業委員会
事務局 相澤薫

事務局職員出席者

事務局長 阿曾博通
副主幹 榎澤茂

事務局次長 花澤義広

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまです。

4月より職員の課長の皆さんの顔ぶれが変わりました。後ほど紹介があると思います。また1年間よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、米本弥一郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、平野議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算の1議案について審査をしていただくことになっております。

どうぞ、慎重なるご審議のほどお願いしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） 皆さんおはようございます。本日は建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、今議長からのご挨拶にあったとおり、議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についての1議案でございます。執行部

といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ可決くださいますようお願い申し上げます。

先ほど委員長からお話がありましたとおり、4月の定例人事異動後初の委員会でございます。担当課長の紹介をここでさせていただいてよろしいでしょうか、委員長。

○委員長（宮澤芳雄） お願いします。

○副市長（加瀬寿一） それでは、順次自己紹介で行いますので、よろしくお願いいたします。

○商工観光課長（向後嘉弘） おはようございます。商工観光課長の向後でございます。よろしくお願いいたします。

○農水産課長（宮負賢治） 農水産課長の宮負です。よろしくお願いいたします。

○建設課長（加瀬喜弘） 建設課長の加瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○下水道課長（高野和彦） おはようございます。下水道課長の高野と申します。よろしくお願いいたします。

○都市整備課長（川口裕司） 都市整備課長の川口です。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 農業委員会事務局長の相澤です。よろしくお願いいたします。

○水道課長（加瀬宏之） おはようございます。水道課長の加瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についての1議案であります。

それでは、議案第1号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） それでは、議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算（第1号）の議決について、農水産課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の８ページをご覧ください。

歳出になります。

６款１項３目農業振興費、説明欄１飼料用米等流通加速化事業並びに２の産地パワーアップ事業、また、その下にあります４目畜産振興費の畜産競争力強化対策整備事業につきましてご説明申し上げます。

これらの補助金につきましては、いずれも国や県からの補助金を市の一般会計を通じて事業主体に交付するもので、市の負担はございません。

具体的な内容につきましては、お手元の資料、本日お配りさせていただきました資料のほうで説明させていただきたいと思います。資料のほうですけれども、平成28年度第２回定例会議案第１号農水産業費補正予算一覧と書かれた資料を使って説明させていただきますので、恐れ入りますが、そちらをご覧ください。

○委員長（宮澤芳雄） 課長、どうぞ着席して説明してください。

○農水産課長（宮負賢治） 初めに、資料の上の段のほうにあります飼料用米等流通加速化事業ですが、この事業は、飼料用米や加工用米等の生産に取り組む農家が、流通や利用の低コスト化を目的として施設を導入する場合、県から３分の１以内の補助金が交付されるものでございます。

今回、採択となったのは１件で、昨年度から事業計画について県と協議を進めてきた結果、本年度に入り採択されたもので、事業主体は干潟地域の農業生産法人でございます。

補助対象事業費につきましては469万6,920円で、これに対しまして補助金は、県から交付される補助金と同額の144万9,000円を計上したものでございます。

補助対象施設につきましては、事業概要欄にありますように、飼料用米もみ乾燥機、容量がこれは90石の乾燥機でございます。これが１台と、フレキシブルコンテナバッグ、これは通称フレコンと言われているものです。この１トン用計量設備の一式を導入するものでございます。

続きまして、資料の中段にあります産地パワーアップ事業ですが、今回の補助対象は、ちばみどり農業協同組合が行う飯岡支店協の集出荷場の再整備です。

補助対象事業費につきましては６億9,066万円で、補助金は３億376万2,000円でございます。

補助対象施設につきましては、事業概要欄に記載してありますが、議案質疑でご説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

続きまして、資料の下段の畜産競争力強化対策整備事業ですが、補助対象事業費につきましては、全体としまして、来年度と合わせて28億2,919万3,961円で、本年度の補助金は5億9,678万9,000円でございます。

内訳としましては、酪農関係が1件で、本年度の補助金は1億844万9,000円、次に、養豚関係が5件で、本年度の補助金は4億8,834万円でございます。

補助対象施設につきましては、事業概要欄に記載してございますが、議案質疑でご説明したとおりですので、説明は省略させていただきます。

次に、歳入でございます。

補正予算書のほうに戻っていただきまして、7ページをお開きください。

14款2項4目農林水産業費県補助金、説明欄1の飼料用米等流通加速化事業補助金、これは歳出でご説明したとおり、県から交付される144万9,000円を計上したものでございます。

同じく、説明欄2の産地パワーアップ事業補助金は、国から県を経由して交付される3億376万2,000円を計上したものでございます。

同じく、説明欄3の畜産競争力強化対策整備事業補助金ですが、こちらも国から県を経由して交付される5億9,678万9,000円を計上したもので、今回、これらの増額補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第1号、農水産課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 丁寧な説明ありがとうございました。

今回、この議案が3つしかないということで、この各3事業の採択要件をまず1点お聞かせいただきたい。それと、この事業の導入後の効果ということも併せてお願いしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） それでは、まず飼料用米等流通加速化事業から申し上げます。

これにつきましては、飼料用米や加工用米等に取り組む農家が、流通及び利用の低コスト化を図るため整備する施設、機械などの導入経費に対し、県から支援されるものでござい

す。事業の採択要件につきましては、生産調整の目標を達成するとともに、飼料用米を6ヘクタール以上作付しまして、目標年度、これは5年後なんですけれども、5年後の目標年度までにさらに1ヘクタール以上拡大が図られるという必要がございます。

次に、産地パワーアップ事業ですが、農業者の組織する団体が、農作物の生産コストの削減や高収益な作付体系への転換など、所得向上につながる取り組みとして導入する施設や機械への経費に対して支援されるものでございます。事業の採択要件につきましては、県が作成した実施方針に基づき、産地における農作物の収益力向上に向けた取り組みといたしまして、集出荷コストの10%以上の削減、それから販売額の10%以上の増加、こういったものが見込まれるもので、今回のちばみどり農業協同組合の計画につきましては、集出荷コストの10%以上の削減というところで、こういったものを見込んでございます。

その上で、この産地パワーアップの続きなんですけれども、この作物別の作物面積の目標がございまして、事業主体はこれらにつきまして、目標年度、これ2年後なんですけれども、までに達成することが要件となっております。

続きまして、畜産競争力強化対策整備事業でございます。こちらは、地域の畜産関係者が設立した協議会の中で、中心的な経営体に取り組む事業でありまして、採択要件につきましては、畜産、酪農における地域の収益力を向上させるため、労働負担の軽減をはじめ、飼養規模の拡大や耕畜連携、ブランド力向上などの成果目標がありまして、その目標年度、これ5年後になりますけれども、5年後に達成することが要件となっております。

続きまして、効果について説明させていただきます。

まず、飼料用米等流通加速化事業でございます。こちらで、まず乾燥機の導入ですけれども、乾燥機の導入によりまして、飼料用米等の専用の乾燥機として使用できますので、作業効率が上がります。そのほかに、主食用の米との混合するのを防げると、そういった効果がございます。

それから、フレコン用の設備ですけれども、こちらでは、袋詰め作業がこれまでの30キロの袋から1トン用のバッグになりますので、運搬作業も含めて出荷作業の負担が大幅に軽減されるところでございます。また、この飼料用米なんですけれども、受け入れる畜産農家のほうも、フレコンでの出荷をお願いしたいというような事情もありまして、フレコンのほうで当然開封とか保管が非常にやりやすくなりますということで、こういったものが歓迎されております。

続きまして、産地パワーアップ事業の効果です。今回の補助事業では、集出荷場の面積を

拡大しまして、出荷量に見合うスペースが確保されますので、出荷に要する時間が短縮されることになります。また、移動式のこん包ラインが設置されますので、品目別のスムーズなこん包作業が可能となりまして、こん包作業にかかわる生産者の負担や、またJAの人件費も削減されるということで、出荷コストが削減されます。このほかにも、品質管理の向上や計画的な出荷が見込まれるものでございます。

続きまして、畜産競争力強化対策整備事業でございます。まず酪農関係では、経営規模の拡大に向け、経産牛を増やすために、新たに牛舎や搾乳ロボットなどを整備するものですが、搾乳ロボットの導入によりまして、搾乳頭数、牛の数が増えても労働力の増加を防ぐことができまして、結果として、所得の向上が期待できるものでございます。それから養豚関係につきましては、肥育豚舎や分娩舎を整備することで経営規模を拡大しまして、収益の増加を目指しているところです。

また、この排せつ物処理施設などの整備につきましては、環境問題の対策を進めることとなります。この排せつ物処理施設から作られる堆肥、これが結構良質なものができるということでございまして、飼料用米の生産農家など、耕種農家へ供給することによりまして、地域循環型の農業の構築と、そういったものにも貢献できるものと考えられております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） ありがとうございます。

この飼料用米流通加速化事業、先ほど6町歩という話がございましたけれども、この乾燥機の大きさというのは90石ということになっております。その6町歩というのは、乾燥機の大きさに関係なく6町歩ということなのか、それがまず1点。

それと、今説明では搾乳ロボット、これというのはどういうものなのか、教えていただきたいなと思っています。あと、これらの事業、今後、来年度以降事業化というのはどのようなことになってくるのか、お知らせいただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） まず、採択要件の関係の6ヘクタール、これは乾燥機の規模にかかわらず6ヘクタールというものがございます。

それから、搾乳ロボットでございますけれども、搾乳ロボットは、搾乳を自動的に行う装置でございまして、従来搾乳作業というのは、牛がいる、つながれている場所のところに人

が機械を持って行って、ミルカーという機械を持っていきまして、搾乳機を1頭1頭に取りつけて行っておりましたけれども、今回の搾乳ロボットというのは、コンピュータ管理によりまして、牛舎内に設置しました搾乳ボックス、これは牛が入る部屋なんですけれども、そこで搾乳ができると、コンピュータが牛を見分けます。牛の多分首だと思いますけれども、チップというのを1頭1頭につけて、それをコンピュータが牛を見分けて、この牛は今回搾乳したほうがいいというふうに判断した牛だけが、その搾乳ボックスというものに誘導されるようになっておりまして、そして搾乳を自動的に行うというものでございます。

牛、その搾乳するボックスの中には、餌がもらえるようになっていまして、それ最初、2週間くらいは人間がこの装置のほうに入っていくのをいろいろ教えてあげて、ここに餌があってというのを教えて、それで搾乳されるというのを教えるようになります。あとは牛が覚えたと、今度は自分一人でそちらのほうに歩いて行って、コンピュータの判断で扉があいて、そちらに入っていくと、そういうようなことでございます。それで搾乳の際は、コンピュータのほう個体管理をしていまして、データの中から行っております。それで牛の乳頭的位置を確認しまして、自動的に消毒を行いまして、その上で搾乳をします。その搾った乳の量までコンピュータが管理するようになるということでございます。

この装置によりまして、労働力の軽減はもとより、飼育の管理なども含めて生産者の作業負担を軽減することができるという装置でございます。

以上です。

(発言する人あり)

○農水産課長（宮負賢治） すみません、まず飼料用米等流通加速化事業でございます。この事業につきましては、来年度以降も継続されると伺っております。飼料米、年々取り組み面積や流通量も増加しておりまして、この飼料米推進に当たっては、有効な事業と思っております。今後、事業を希望する方が少しでも取り組みやすくなるよう、県へ要望してまいりたいと考えております。

続きまして、産地パワーアップ事業でございます。これは、T P P対策として国が創設した事業でありまして、この事業につきましては、今後の事業の実施が不透明でございます。そのため、国の動向を注意していきまして、関係機関から情報を収集していきたいと思えます。

次に、畜産競争力強化対策整備事業でございますが、これは来年度以降も継続されると伺っております。本事業は、畜産経営にとって大変有意義な制度ですので、希望者をさらに募

りまして、今後の採択に向けて推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） ありがとうございます。

こうやって補助事業を見る中で、やはり非常に畜産には手厚いという感じがいたします。施設の関係の事業ですと、どんどん今補助率のほう下がっていて、個人だと25%くらいですよね、たしか。震災の時も最大で、園芸のほうは50%と。この辺、やはりもう少し施設のほうにも目を向けていただけないのかということが一つ。

最近、ちょっと私よくその辺のところ分らないですけれども、炭酸ガスの発生装置なんか、高知のほうなんか、それでも市のほうもそれにプラスアルファをしているという話も、普及のほうからも聞いていて、旭市のほうもいかがかと。また、こういうふうに県の施設の補助率が下がることによって、じゃ、その分市のほうでそこに上乘せという形で、今後考えていけないのか。やはり常に畜産と施設園芸のほうが、根本的にもう補助率が違うと。片方は国の事業も返ってくるもの多いと思うんですけれども、その辺のところをどう考えていくべきなのか、ちょっとまたなかなかこれを要望というのは難しいとは思っているんですけれども、お聞かせいただきたいなというふうに考えております。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 確かにこの表を見ていただきますと、県の飼料用米等流通加速化事業が3分の1以内と。あとの2つが2分の1以内となっております。この下の産地パワーアップと畜産の関係の事業につきましては、これのもと、原資が国のTPP対策ということで、結構国のほうも頑張って予算をつけている状況がございます。それに比べまして、飼料米のほうの事業は、これは県の単独ということで、国からは出ていないというもののの中で、そこまで国並みのというのはちょっと今難しいのかなという状況にあります。

ただ、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これからこういったものをやる方がやりやすい、取り組みやすいように、県のほうにはいろいろ要望していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） やはり施設関係の補助事業自体はもう減っていますよね。旭市では、非常に使う方は多いんですけれども、旭市に最初から予算を出すというわけにはいかないです

からね。県全体に配布して、残った予算を持ってくるという感じが旭市は多いのかなというふうに思っておりますけれども、ただ、県全体では少ないけれども、旭市としてはこの要望が多いんだということを、もう少し県のほうにも上げていただいて、例えばリフォーム事業だとかは、今なかなかこれ、順番待ちでなかなかできない状況が続いております。その辺のところも、なるべく早目に事業が回転できるように、陳情していただければありがたいと、要望です。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 飼料用米の乾燥施設についてお聞きします。

もう少し容積、面積ですか、それが少なくできないのか、それをまず1点お聞きします。

それと、この搾乳のは、これはフリーストールの関係ですか。その点、お聞きいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 林七巳委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） まず面積なんですけれども、この面積要件につきましては、県のほうの制度で要綱上決められておりますので、先ほどと同じような答弁になりますけれども、旭市の農家でこういったのを導入しやすくなるように要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、その搾乳装置の件につきましては、ちょっと自分勉強不足で分からない面があります。ちょっとお待ちいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 林委員。

○委員（林 七巳） フリーストールというのは、牧場の中に放しておいて、時間が来るとそれを音楽や何かを聞かせて誘導して、搾乳ロボットの所へ、搾乳するように導くやつ。それから、今既存であるのは、牛を1頭1頭つないである、これはつなぎ飼育と言うんですよ。だから、フリーストールというのは、今飯岡では塙の加瀬さんが1軒やっているだけで、だから、あまりにもよくあれしてやらないと、今乳価はどのくらいしているんですか。115円くらいですか。120円くらいですか、キロ。当時95円くらいの時にこれ導入したんですけれども、かなり乳価によってかなり厳しいものもありますから、よく指導してやっていただきたいと思えます。

○委員長（宮澤芳雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

○委員（林 七巳） 答弁知らない。自分で言ったのが答えになるから。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありませんか。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） ちなみに、搾乳ロボットは単価どのくらいするのか。今後は、何かトマトや何かも収穫するようなロボットが何かできてくるんじゃないかとテレビでやっていたので。単価だけちょっと。概算でいいです。

○委員長（宮澤芳雄） 向後悦世委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） ちょっとすみません、資料を探していますので。

見積もり金額で約6,800万円ほどでございます。

○委員長（宮澤芳雄） そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮澤芳雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 水道課から2点ほどご報告させていただきます。

まず初めに、海上配水場増池工事についてご報告させていただきます。

平成27、28年度の2か年の継続事業として進めてまいりました海上配水場増池工事でございますが、今年度分の発注工事について、機械・電気・計装設備の工事の一般競争入札が5月26日に行われ、荏原商事株式会社千葉営業所の提示した金額が予定価格に達しましたので、同社と6月1日付で契約を締結いたしました。

契約内容につきましては、まず工事名、海上配水場増池工事（機械・電気・計装設備）工事、工事の場所ですが、旭市蛇園、契約金額は、1億7,280万円、工期は、平成28年6月2日から平成29年3月17日となっております。

なお、昨年、鈴木建設株式会社と契約を締結しました配水池の築造工事ですが、これにつきましての進捗率は、今現在で52%と順調に進んでおります。

次に2点目ですが、利根川水系にかかわる渇水対策についてご報告いたします。

利根川上流8つのダム、これの貯水率の低下に伴い、国土交通省関東地方整備局では、対策本部を設置いたしましたところでございます。利根川水系における10%の取水制限がここで決定されました。これを受けて千葉県では渇水対策本部を設置し、県内の関係利水者、16日水曜日、取水制限10%を要請することとなりました。

旭市が今現在受水している東総広域企業団では、取水制限の対象外となりますが、県の対応を受けて、6月15日水曜日に対策本部を設置し、各配水先に対して節水等に積極的に取り組むよう協力の依頼がございました。このような状況から、本市でも15日水曜日午後4時に対策本部を設置し、協力していくこととなりました。

今後は、市内、旭市の防災無線により、水道使用者へ節水の協力の周知を行い、市ホームページなどで同様の周知のほか、大口利用者へ節水の啓発ポスターの提示等を予定しております。

以上となります。

○委員長（宮澤芳雄） それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 旭市の半分の面積を持つ干潟土地改良区の……

○委員長（宮澤芳雄） マイクを使って。

○委員（滑川公英） 分かっていることがあったら、ぜひ皆様に報告していただければと。干潟土地改良区の不祥事。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川公英委員の質問に対して、答弁がありましたらお願いします。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 基本的には、私のほうでも新聞で報道されている程度のことまででございます、把握しているのは。ただ、先日その新聞とはちょっと別の話なんですけれども、私が出席したわけではないんですけれども、6月10日、先週の金曜日です。干潟土地改良区の総代会がありまして、理事が全員留任になったという話を伝え聞いております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時37分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 8 年 6 月 2 0 日（月曜日）

文教福祉常任委員会

平成28年6月20日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 3号 旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第 7号 工事請負契約の締結について

《付託請願》

請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第 2号 「国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」
採択に関する請願

《付託陳情》

陳情第 2号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意
見書の提出を求める陳情

陳情第 3号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求め
る意見書の提出を求める陳情

陳情第 4号 子育て費用の家計負担軽減化を図るために保育料の低減化を求める意見
書の提出を求める陳情

陳情第 5号 難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情

出席委員（8名）

委員長 伊藤 房代

副委員長 林 晴道

委員 林 正一郎

委員 高橋 利彦

委員 林 俊介

委員 佐久間 茂樹

委員 木内 欽市

委員 景山 岩三郎

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議長 平野 忠作
議員 高橋 秀典

議員 米本 弥一郎

説明のため出席した者（２２名）

教 育 長 多田 哲雄
保険年金課長 高木 松夫
社会福祉課長 岩井 正和
高齢者福祉課 宮内 隆
学校教育課長 石見 孝男
体育振興課長 加瀬 英志

環境課長 井上 保巳
健康管理課長 浪川 勝子
子育て支援課 大矢 淳
庶務課長 角田 和夫
生涯学習課長 高木 昭治
その他担当員 １１名

事務局職員出席者

事務局 長 阿曾 博通
副主幹 榎澤 茂

事務局次長 花澤 義広

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤房代） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、ご苦勞さまでございます。委員の皆様、執行部の皆様、どうぞきょう1日よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

なお、高橋利彦委員、少し遅れるとの連絡がありましたので、ご了承願います。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、米本弥一郎議員、高橋秀典議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（伊藤房代） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、平野議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（平野忠作） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦勞さまでございます。

本日は、付託いたしました2議案について審査をしていただくことになっております。

どうぞ慎重なる審議のほどお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表しご挨拶を申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日審査をお願いいたします議案は、議案第3号の旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第7号の工事請負契約の締結についての2議案であります。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ提案の2議案、可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、本日は4月の人事異動後の初めての委員会でございますので、担当課長を紹介させていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（伊藤房代） はい、よろしくお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） ありがとうございます。

それでは、順次自己紹介をさせますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○庶務課長（角田和夫） 庶務課長2年目の角田和夫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会福祉課長（岩井正和） この4月に社会福祉課のほうに来ました岩井と申します。よろしくお願いいたします。

○保険年金課長（高木松夫） 4月から保険年金課長になりました高木でございます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（高木昭治） 生涯学習課2年目となりました高木です。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（石見孝男） 学校教育課長3年目になりました石見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉課長2年目になります宮内です。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（大矢 淳） 子育て支援課 2 年目になります大矢淳と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○体育振興課長（加瀬英志） 体育振興課 2 年目となりました加瀬です。よろしく願いします。

○健康管理課長（浪川勝子） 今年の 4 月に健康管理課長になりました浪川と申します。よろしく願いいたします。

○環境課長（井上保巳） 本年 4 月より環境課長を務めております井上と申します。どうぞよろしく願いします。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤房代） ただいまから本委員会に付託されました議案の審議を行います。

去る 6 月 10 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 3 号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号、工事請負契約の締結についての 2 議案であります。

初めに、議案第 3 号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
健康管理課長。

○健康管理課長（浪川勝子） それでは、議案第 3 号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第 3 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 7 号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 議案第 7 号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。
本議案は、旭市立第一中学校校舎大規模改造工事の契約であります。
入札の執行状況及び契約締結内容につきましては、本会議におきまして財政課長より説明

いたしましたとおりでございます。

また、大規模改造工事の概要につきましては、2月の全員協議会で説明させていただきましたが、お手元にお配りした資料により、簡単ではございますが、説明のほうをさせていただきます。

では、資料のほうをよろしく申し上げます。

本議案は、旭市立第一中学校校舎大規模改造工事の建築工事であります。

改修範囲は普通教室棟と管理教室棟で、鉄筋コンクリート造4階建て、改修面積は5,657平米になります。この建物は、普通教室棟が昭和55年、管理教室棟が昭和56年建築で、築35年を経過しております。

主な改修内容でございますが、外部外観におきましては、屋根部の防水工事、外壁の補修を行い、塗装工事を施します。また、窓においては既存サッシ枠の上に新たなサッシ枠をかぶせるカバー工法で改修をいたします。

建物内部につきましては、生徒がふだん使う普通教室などは天井張り替え、壁の塗り替え、フローリングの張り替えの上、ロッカー等の全面的な改修を実施いたします。

職員室や特別教室、廊下などは、基本的には天井、内壁、床などの改修を行いますが、部屋の利用によっては改修内容が異なっております。

なお、今回の工事においてはバリアフリー化の観点から、1階に多目的トイレを新設、中央昇降口にスロープを設置し、そして新たに11人乗りのエレベーターを新設いたします。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） 直接これとは関係ないんですが、参考までにお伺いしたいんですが、これ当時55年、坪数で約1,600坪ぐらいになるんですかね。当時建築費は幾らぐらいだったか分かりますか、分からないかな。だいたいどのぐらいしたんでしょうね。

というのはね、やっぱりよく建物を建てたら建てた分だけ修繕費がかかると言われていますので、参考までに聞きたいんですが、これとは関係ありませんよ。ありませんが、これからいろいろ市も建物を建てる予定あるでしょうけども、分かりましたら。分からなきゃ結構ですよ。

○委員長（伊藤房代） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 今ご質問の件なんですけども、ちょっと申し訳ありませんけども、手持ち資料がございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤房代） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） じゃ、後で参考までに調べておいてください、すみません。

○委員長（伊藤房代） ほかに質疑は。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） 大規模改造工事ということで、普通教室も入っているんですが、子どもたちの授業に与える影響だとか、そういうところをどのように回避しているのか教えていただきたいのと、特別教室ですね、一部のみ改修教室もありというふうに書いてあるんですが、これ一部というのはどういうところで一部としたのか、そのところを教えてください。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員の質疑に対して、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） それでは、工事をやりながらの授業ということで、どういう影響があるかということなんですけども、工事は校舎全部が対象となりますので、工事の施工に当たりますとは、生徒の授業への影響は避けられませんので、学校の先生方の協力をいただきながら、授業への影響を少なくしたいと思います。

あと、工事着工後につきましては、工程会議がありますので、その工程会議に学校の先生方にも参加していただき、改修教室の順番だとか工事の進め方をよく協議して、授業への影響を少なくしていきたいと思います。それとまた、工程会議の都度、工事スケジュールや工事内容を学校の先生方に伝え、先生方の了解をいただきながら進めたいと思います。

また、音が出る工事だとかがありますので、そういうものについては、基本的には授業終了後や学校が休みの日、夏休みなんかは集中してやれるようにできればなというふうを考えております。

あと、特別教室の件につきましては、理科室とかについては天井だとか実験台だとか、そういう改修も考えているんですけども、床だとか内壁については、あまり老朽化が著しくなくて、そのまま利用できるものがありますので、そういうものについては、今回工事に手をつけないで、ちょっとそのまま工事費の節減というか、事業費の圧縮で一部控えております。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 分かる範囲の計画で、工期、それから工事の時期、長さといつからなのか、その辺が分かれば教えてもらいたい。

あと、エレベーターですか、先輩が遅れているのでその思いも込めましてね、今後ほかの学校においても、このエレベーターの工事というのは必要になってくると思われるんでしょうか。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 工期につきましては、本会議の時に議決いただいた後に、仮契約から本契約に移ります。それで工事の着工という形になります。工期は来年の8月31日ということで、約1年と2か月程度ありますということになります。

エレベーターの件ですけれども、今回、第一中学校につきましては国の補助金をもらって行う大規模改造工事です。また、今後、大規模改造工事だとかそういう工事でほかの学校で行う時には、エレベーターの設置の是非についても検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは、最後に、そのエレベーター設置の優先順位ですか。もし国からこういうような事業があった時に、次はどこからエレベーターを設置していくとかということは、もう検討とかそういうようなものってあるんでしょうか。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 校舎の次の大規模改造については、今の時点では計画等まだできておりませんので、そういう面では、ちょっとありませんで、よろしくお願いいたします。

（発言する人あり）

○庶務課長（角田和夫） 私のほうから言えるものはないということです。

○委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありますか。

林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 今エレベーターでだいぶ議論があったわけですが、4階ということになるとね、今現在の建築だったら、もう3階以上、4階になったらもう必ずエレベーター必要ですよ、はっきり言ってね。この時代だから、55年時代ですから、エレベータ

一ということは考えていなかったのかなと、こういうふうに思いますが、ところで、4階は教室でないですか、何ですか。

それと、11人乗りという800キロのエレベーターですか。ちょっとお願いします。

○委員長（伊藤房代） 林正一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 4階の部分につきましては、教室棟と管理棟、両方とも4階ありまして、教室棟のほうについては普通教室もございます。あと管理棟につきましては、特別教室があります。

（発言する人あり）

○庶務課長（角田和夫） 申し訳ありません。エレベーターは11人乗りでございまして、重さ的には750キロというふうな形になっております。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 分かりました。

4階が普通教室ということであれば、どうしてもやはりけがをしたと、いろんな時に、4階までは階段を上がるということは非常に不可能でないかなと、こう思いますので、今の時代にそぐわった建物にするということが一般論として私は望ましいのかなと、こういうふうに思いますので、やむを得ないと、こういうふうに思います。

750キロのが11人ね。1トンで15人だと思いましたので。このエレベーターやりますと、利用しても利用しなくてもメンテナンスがかかってきますから、月六、七万円取られるでしょう、恐らくね。そのくらい取られるかなと、こういうふうに思います。エレベーターの機種は外国のは駄目ですから、日本の三菱とか日立にしないと。その辺、十分注意していただきたいなと。会社も撤退しましたけれどね、外国製品のはね。事故がありましたので、その点、十分注意していただきたいと、お願いします。

以上です。

○委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤房代） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第３号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第３号は原案どおり可決されました。

議案第７号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第７号は原案どおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤房代） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、社会福祉課より１点、低所得の高齢者向けの臨時給付金についての申請状況を申し上げます。

本年３月の補正で繰り越しをしましたこの臨時福祉給付金は、４月の中旬から受け付けを開始しております。第１回目の支給については６月２日に２,１００件、金額で８２７万４,０００円の

振り込みを行ったところでございます。ここまでは政務報告で報告済みでございますが、その後、最新の状況を申し上げますと、現在まで3,834件の申請を受理しております。これは全体の対象者が約5,000件ありますので、約8割が申請があったところでございます。これらの申請のあった方々については、6月27日の支給を予定しております。

最終の受け付け終了日なんですけれども、一応8月10日となっておりますので、今後も申請漏れのないよう広報紙等で周知に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） ほかにございませんか。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 子育て支援課より、旭市公立保育所在り方検討委員会について報告いたします。

平成27年3月に策定しました旭市子ども・子育て支援事業計画に登載されています公立保育所在り方検討委員会を本年2月に設置いたしました。少子化の進行が予想される中で、将来的な保育・教育のニーズ、公立保育所の役割、また運営の手法など、様々な事項を検討いただき、将来の公立保育所のあるべき姿について、市長へ報告をいただく予定でございます。

委員は、保育・教育関係者、保護者、児童福祉関係者、学識経験者など13名で構成され、検討結果を報告するまでの期間を任期としております。既に2回の会議を開催し、検討すべき事項やスケジュールの協議を終え、現状分析が始まったところでございます。

なお、現時点では来年7月の報告を目標としております。

以上です。

○委員長（伊藤房代） ほかにございませんか。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 庶務課より、旭市学校のあり方検討委員会、旧飯岡中学校校舎解体工事、防災機能強化工事及び第一中学校校舎大規模改造工事に伴う電気設備、機械設備工事の状況について申し上げます。

初めに、旭市学校のあり方検討委員会につきましては、2年の任期で18人の委員によって、学校の適正規模、適正配置等について検討いただきます。7月には第1回会議を開催する予定でございます。

平成28年度へ繰り越しさせていただきました旧飯岡中学校校舎解体工事につきましては、5月末に工事を完了いたしました。

次に、屋内運動場の老朽化による改修と天井材の落下防止を目的とした防災機能強化工事につきましては、3月8日に契約し、平成28年度へ繰り越しさせていただきました嚶鳴小学校と飯岡小学校防災機能強化工事につきましては、8月末の完成に向けて順調に進んでおります。今後も引き続き工期内完成に向けて、しっかりと工事監理を行ってまいります。

また、本年度予定しておりました鶴巻小学校と古城小学校防災機能強化工事ですが、財源として見込んでおりました文部科学省の学校施設環境改善交付金が採択されませんでしたので、やむを得ず工期を延期することといたしました。追加採択があった時に対応できるよう、実施設計を進めております。

次に、第一中学校校舎大規模改造工事ですが、議案第7号において建築工事は補足説明で説明したとおりですが、電気設備工事及び機械設備工事につきましては、入札を実施し、6月13日に契約締結をいたしました。建築工事が議会承認の後には、併せて工事着手となります。

以上で庶務課からの報告を終わります。

○委員長（伊藤房代） ほかにございませんか。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 体育振興課より、関連する事業及び施設関係について3点報告いたします。

まず1つ目は、1000km縦断リレーについて報告いたします。

今年で4回目となります東日本大震災の被災地域を縦断する「未来（あした）への道・1000km縦断リレー・2016」が今年も開催されることとなりました。

主催は東京都及び東京都文化事業団となっておりまして、1,280キロ163区間をランニングと自転車でリレー形式でたすきをつなぎ、青森県庁から東京都までを走るものです。

目的は、被災地でのリレーを通じて東日本大震災の記憶の風化を防止し、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の聖火リレーを視野に入れたルートを走り、全国と被災地との絆を深めるというものになっております。

今年の期間ですけれども、7月24日、日曜日から8月7日、日曜日までの15日間、このうち後半の8月5日、6日、金曜、土曜になります。旭市が中継地としてコースに含まれており、5日の金曜日は夕方にゴール地、翌6日の土曜日は市役所をスタートいたします。

2点目、月曜休館の体育施設の試験開放について報告いたします。

さらなるスポーツの振興を図る目的で、本年8月の各月曜日、5日間ございますけれども、飯岡地域の体育館、野球場、庭球場の3施設、及び干潟地域、さくら台の野球場、庭球場の

2施設、合計5つの施設を試験的に開放いたします。

なお、こちらは昨年度の利用実績といたしましては、10件で130名の施設利用がありました。この中で飯岡の野球場と庭球場並びに干潟の庭球場の利用はありませんでした。また、今年も開放に係る市民等への周知については、市のホームページ並びに6月1日号の広報でお知らせしております。

最後、3点目になります。旭市総合体育館、平成9年4月にできてから28年、今年の6月ですね。19年3か月をもちまして、利用者が200万人達成いたしました。昨日、日曜日に記念セレモニーを行ったところですが、市長、議長をはじめ、教育長、副市長から200万人達成者に対しての記念品が贈られました。

なお、200万人達成の該当者ですが、市内在住の会社員の方で、鈴木さんという方で、本日付の千葉日報には、この関係の記事が載っているところです。

以上で体育振興課の報告を終わります。

○委員長（伊藤房代） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（伊藤房代） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は、退室してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

○委員長（伊藤房代） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号、「国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の2件であります。

初めに、請願第1号について審査に入ります。

紹介議員であります高橋秀典議員より説明をお願いいたします。

高橋秀典議員。

○紹介議員（高橋秀典） よろしく願いいたします。

まず、件名ですが、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」に関してでございます。

こちら請願者は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体とありますが、こちらの団体ですが、構成団体といたしまして、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会、また小・中・高等学校の校長会、県教職員組合、また千葉県PTA連絡協議会等、まさに県教育界が一丸となって、文字どおり子どもたちの豊かな育ちと学びを支援するという、そういった団体でございます。

請願の趣旨でございますが、お手元の文書にありますとおり、これまでどおり国民にひとしく義務教育を保障するためには、この義務教育費国庫負担制度は不可欠であります。万が一これが崩れますと、財政負担を地方自治体に課すこととなり、厳しい地方財政をさらに圧迫することが考えられます。

したがって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望するものでありまして、どうぞ採択いただけますようお願いするものであります。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 高橋秀典議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、請願第1号につきまして説明をさせていただきます。

今回の「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願は、今ご紹介いただきましたとおり、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会、教育長協議会、県PTA連絡協議会、県小学校長会、中学校長会、ほか千葉県教育界を代表する22団体で作る、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長名で採択を求められた請

願でございます。会長は、佐倉市教育委員会委員長でございます。

未来を担う子どもたちの健全育成をつかさどる学校教育を充実させるためには、教職員の安定した確保が必要不可欠です。その財源措置として、教職員に係る経費の3分の1を国が負担する義務教育費国庫負担制度がありますが、この負担の割合も恒常的な措置ではなく、制度そのものが廃止される可能性もございます。さらに、事務職員、学校栄養職員の国庫負担を外し、一般財源化が模索されるなどの情報も聞かれています。全国どこでも公教育は同じレベルで受けることができる基盤が、この義務教育費国庫負担制度であると考えます。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、続いて請願第2号について、紹介議員であります高橋秀典議員より説明をお願いいたします。

高橋秀典議員。

○紹介議員（高橋秀典） それでは、第2号でございます。「国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願であります。

請願者は、ただいまと同じ、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会でございます。

申し上げるまでもなく、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を持っております。しかしながら、社会の変化とともに、子どもたち一人ひとりを取り巻く環境も変化し、教育における諸課題はもちろんですが、子どもの安全確保等においても多くの課題がございます。

こうした中で、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があるので、以下、お手元文書にあります7項目を中心としまして、平成29年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと考えますので、ぜひ採択いただけますようお願いするものであります。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 高橋秀典議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、請願第2号は、先ほどの請願第1号と同一の団体からのものでございます。

少人数できめ細かな指導の確立に向けた学校職員の定数を改善することは、児童・生徒の学力向上に直結することでございます。また、現在の経済状況等を考えますと、保護者の教育費負担の軽減に向けての取り組みや、就学援助や奨学金事業に係る予算の拡充を求めることは、非常に重要なことであると考えます。とりわけ教科書無償制度は、経済状況からだけではなく、教育を受ける権利がひとしく保障されているということからも、維持していかなければならない制度でございます。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けまして、安全・安心な学習環境を保障するためにも、学校施設のさらなる整備が必要と考えます。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、ここで執行部は退室してください。

大変ご苦勞さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時42分

○委員長（伊藤房代） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第1号についてご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

続いて、請願第2号についてご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（伊藤房代） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、「国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（伊藤房代） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局、意見書案を配付してください。

(意見書案配付)

○委員長（伊藤房代） 初めに、請願第1号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（阿曾博通） それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してございます義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）をご覧ください。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようでございますので、請願第1号の義務教育費国庫負担制

度の堅持に関する意見書は、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続いて、請願第2号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（阿曾博通） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してございます国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書（案）をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差、子どもの貧困など様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあるといわざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員の定数の確保等も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。

そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成29年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・震災からの教育復興に関わる予算の拡充を十分にはかること
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること

- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようでございますので、請願第2号の国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出いたしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時 5分

○委員長（伊藤房代） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の審査

○委員長（伊藤房代） 次に、陳情の審査を行います。

去る6月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第2号、公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める陳情、陳情第3号、保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める陳情、陳情第4号、子育て費用の家計負担軽減化を図るために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める陳情、陳情第5号、難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情の4件であります。

それでは、陳情第2号の審査に入ります。

初めに、子育て支援課より参考意見がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 公立保育所運営費負担金の一般財源化に関しまして、経緯等を申し上げます。

平成14年に、いわゆる骨太の方針第2弾が閣議決定され、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、1年以内を目途に改革案を取りまとめるとされました。

平成15年12月には、平成16年度予算における補助金の見直しについて、政府・与党が公立保育所の運営費負担金を一般財源化することを合意し、平成16年度予算から保育所運営費国庫負担金約1,661億円が縮減されることとなりました。

なお、国は一般財源化に係る経費相当額について、公立保育所の入所児童数を指標とした密度補正を適用し、地方交付税基準財政需要額に算入して対応するとしています。

平成19年4月に、社会福祉法人日本保育協会がアンケート方式による調査した結果によりますと、使途の限定がない地方交付税となったことで、人件費を節減するなど保育所運営費が節減され、公立保育所において入所児童1人当たりの経費が減るなどの影響が出ているとのことです。

本市における状況ですが、公立及び私立保育所に対する国・県の保育所運営費負担金収入を平成15年度、16年度で比較しますと、国・県合わせて約2億2,304万円から約4,069万円と、

約1億8,200万円減少しました。国の説明によれば、地方交付税における措置について、公立保育所入所児童数を指標として算定した額を基準財政需要額に算入し、対応するとしていますが、ご承知のように、交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いて算定されるために、従前と比較すると収入は減少し、市の負担が増加しています。

児童数については、公立保育所の児童数は減少傾向にあり、近年は定員を下回っていますが、私立保育所は微増傾向で定員を上回っています。

なお、本市では現在まで待機児童は発生しておりません。

以上、参考として公立保育所運営費負担金の一般財源化に関し、経緯等を述べさせていただきました。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、続いて、陳情第3号について子育て支援課より参考意見がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それでは、保育士不足の現状等について述べさせていただきます。

保育士の有効求人倍率は、平成27年度9月時点で千葉県1.88倍、最も高い東京都が5.44倍、全国平均で1.85倍となっております。例年1月ごろがピークとなっており、28年1月では全国平均で2.44倍と、保育士の確保が難しい状況です。

資格保有者が保育士を希望しない理由としては、厚生労働省の意識調査によりますと、「賃金への不満」、「他業種への興味」、「責任の重さ」等が上位を占め、離職率の高さも指摘されています。

賃金の改善については、従前から行われていました平均勤続年数に応じて最大12%を加算する民間施設給与等改善費加算に加えて、平成25年度、26年度は安心子ども基金を活用し、さらに平均勤続年数により1から3%を上乗せする保育士等処遇改善臨時特例事業が実施されました。

子ども・子育て支援新制度のスタートとなった平成27年度は、公定価格において平成26年人事院勧告に対応した単価の改定を行うほか、処遇改善加算として、基礎分と賃金改善加算

要件分合わせて最大16%の加算措置がなされました。

さらに、平成27年人事院勧告に対応する措置として、保育士の人件費プラス1.9%を見込み、公定価格全体で1.29%加算するという措置が27年4月に遡及して実施されました。この結果、賃金構造基本統計調査によりますと、千葉県の女性保育士の賃金は、超過労働給与額を除き、平成27年6月で23万1,700円と、前年比約4%の増加となっています。

また、政府の1億総活躍プランには、平成28年度に実質2%、月額約6,000円の引き上げを盛り込んでいると聞いております。

保育士の処遇改善は、人材確保の有効な手段であり、必要な改善であると思われますが、保育費用の増加による国・地方の負担の増加を伴うものであり、急激な改善は保育料の引き上げも危惧されます。

以上、参考としまして、保育士の処遇改善等について述べさせていただきました。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 参考のためにお聞きしますが、市の保育所と民間の保育所の職員の給料、同じ年齢であったら年間どのぐらいの差があるのか、お尋ねします。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員の質問に答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） ただいまのご質問ですが、今ご質問いただいた内容で把握しているものがございまして、全体でのものはあるんですが、ご承知のとおり、平均勤続年数等が違いますので、一概に比較できるものではありません。今、委員ご質問の同年齢くらいというものについては、申し訳ございませんが、ただいま資料を持ち合わせておりません。

○委員長（伊藤房代） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、続いて、陳情第4号について子育て支援課より参考意見がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それでは、保育料の現状等について申し上げます。

保育所の運営に要する経費は、国、地方、保護者で分担することになっており、保育料は、国の基準により算定された保育所等の運営に必要な経費の一部を保護者の世帯の負担能力に応じて負担していただいているものです。

保育料の設定につきましては、国の徴収基準を参考に市町村ごとに基準を定めており、旭市においては保護者の負担を軽減するため、国基準より大幅に低く設定し、差額については旭市が負担しています。

国は、多子世帯及びひとり親家庭に対する軽減対策として、本年4月から一定の収入以下の世帯について、多子軽減の対象となる児童の年齢要件を外しました。また、ひとり親家庭についても、一定の収入以下の場合に一般世帯の保育料の半額とし、第2子から無料とすることとしました。

ご承知のように、旭市では多子軽減につきましては、平成26年度から国に先行し、収入にかかわらず18歳までの児童で数え、第3子以降を無料とする軽減策を実施しております。今回の国の改正により、旭市の負担は若干下がるものと思われます。

また、国において保育料軽減措置を拡充することは地方には望ましく、平成28年5月13日付、全国知事会の「少子化対策の抜本強化に向けた緊急提言」においても、段階的な幼児教育・保育の無償化の実現に向けた保育料軽減措置の拡充、子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた財源の確保等が盛り込まれています。

以上、保育料の状況等について申し上げました。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、続いて、陳情第5号について社会福祉課より参考意見がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、社会福祉課より、指定難病となっていない難病、疾病を抱える患者に対しての救済措置を講じるなど、難病患者への支援強化を図るため、国へ意見書を提出するということにつきまして担当課の意見を申し上げます。

陳情書にもございますように、難病患者でも指定難病となっていない線維筋痛症、または筋痛性脳脊髄炎など対象者が多い場合、また、診断基準が明確でない場合は、現制度におい

ては医療費の助成対象とはなっておりません。

ちなみに指定難病となりますと、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病の患者は、都道府県から指定する医療機関で行う医療に対して特定医療費の支給を受けられることになります。

また、旭市としても給付金を支給してございます。これは通院の場合は月額2,000円を限度と、入院の場合は月額1万4,000円を限度として支給しているものでございます。

担当課といたしましては、難病患者またはその保護者の費用負担を軽減し、障害者福祉の増進を図るため、できる限りの支援を行うものであります。

以上で参考意見を申し上げました。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、ここでしばらく休憩いたします。

執行部は退室してください。

ご苦労さまでした。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時28分

○委員長（伊藤房代） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

初めに、陳情第2号についてご意見がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） 公立保育所の一般財源化の廃止は、国の三位一体改革の方針であり、地方分権を推進していく中で、権限の移譲も踏まえると、かなり難しいと考えられます。

また、児童数も公立保育所においては減少傾向であり、旭市では待機児童も発生していないことから、採択する必要はないものと考えます。

○委員長（伊藤房代） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤房代) 特にないようですので、続いて陳情第3号についてご意見がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員(林 晴道) 第3号の保育士不足は、保育士の処遇問題があると思われますが、これらの問題解決には保育費用が増加することが考えられ、また、保育料の引き上げも危惧されますので、採択する必要はないものと考えております。

○委員長(伊藤房代) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤房代) 特にないようですので、続いて陳情第4号についてご意見がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員(林 晴道) 本市では、第3子以降の保育料の減免等を実施しております。多子世帯における子育て支援策等は充実しているものと思われますので、よって本陳情については採択する必要はないものと思います。

以上です。

○委員長(伊藤房代) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤房代) 特にないようですので、続いて陳情第5号についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤房代) 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長(伊藤房代) 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第2号、公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤房代） 賛成者なし。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

陳情第3号、保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤房代） 賛成者なし。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

陳情第4号、子育て費用の家計負担軽減化を図るために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤房代） 賛成者なし。

よって、陳情第4号は不採択と決しました。

陳情第5号、難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、陳情第5号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（伊藤房代） 続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局、意見書案を配付してください。

(意見書案配付)

○委員長（伊藤房代） それでは、陳情第5号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（阿曾博通） 陳情第5号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してございます難病・疾病対策の充実を求める意見書（案）をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

難病・疾病対策の充実を求める意見書（案）

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が成立し、平成27年1月から施行された。医療費助成の対象は、これまでの56疾患から第1次、第2次実施分を加えると306疾患へと指定が広がることとなり、対象人口も従来の78万人から150万人へと倍増する見通しとなった。昨年秋から第3次実施分の検討が始まり、新制度に基づくさらなる対策の充実が求められているところである。

しかしながら、今回の難病法においても、線維筋痛症、筋痛性脳脊髄炎など人口割合で0.1%以上の疾病や、診断基準が明確でない疾病等は、医療費助成の対象とされておらず、障害者施策の対象にもなりにくいなど、「制度の谷間」に置かれた難病・疾病へと支援措置はいまだ不十分なのが現状である。

よって、国におかれては、難病・疾病対策の充実を図るため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

1. 指定難病となっていない難病・疾病を抱える患者に対して、救済措置を講じること。
特に重症化し日常生活が困難な患者に対しては、自己負担額軽減措置や障害者手帳の交付など、目に見える形での支援を積極的に実施すること。
2. 線維筋痛症など検査数値にあらわれにくい疾病の患者については、確定診断を得られるまで、病院を次々に変えなければならない場合も多いため、スムーズに適切な医療を受けられるよう情報を周知するほか、医療現場のみならず、社会的認知及び理解の向上を図ること。
3. 財政措置を含め、難病患者への就労支援の充実強化を行うこと。

4. 制度設計に当たっては、地方自治体に対する速やかな情報提供や意見交換の機会の確保を徹底し、地方自治体からの意見を十分に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この内容と言えば内容ですが、この宛先ですね、昔、私、旭市から県のほうへ何か陳情か、その辺忘れちゃったんですが、出した時に、県会議長と宛てがあったんですよ。執行権のない人に、なぜ出さなくちゃならないのか。その辺、事務局のほうで後ほど調べて、本会議までにどうするのか検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 事務局長。

○議会事務局長（阿曾博通） それでは、その辺を調べまして、本会議開会前に皆様にご連絡いたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤房代） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようでございますので、陳情第5号、難病・疾病対策の充実を求める意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長（伊藤房代） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時40分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 伊 藤 房 代

総務常任委員会

平成28年6月21日（火曜日）

総務常任委員会

平成28年6月21日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 2 号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 財産の取得について

議案第 5 号 財産の取得について

議案第 6 号 財産の取得について

議案第10号 専決処分の承認について

議案第11号 専決処分の承認について

議案第12号 専決処分の承認について

出席委員（7名）

委員長 伊藤 保
委員 平野 忠作
委員 太田 将範
委員 高橋 秀典

副委員長 米本 弥一郎
委員 島田 和雄
委員 有田 恵子

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（22名）

副市長 加瀬 寿一
行政改革推進課長 浪川 昭
企画政策課長 横山 秀喜
税務課長 渡邊 満

秘書広報課長 飯島 茂
総務課長 加瀬 正彦
財政課長 伊藤 憲治
市民生活課長 大木 廣巳

会計管理者	島田知子
監査委員	高安一範
事務局局長	
その他担当員	11名

消防長 品村順一

事務局職員出席者

事務局長	阿曾博通
副主幹	榎澤茂

事務局次長 花澤義広

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

きょうは、二十四節気の夏至でございます。1年の折り返しになります。重要な日でございます。これからいよいよ暑さも本格的になりますので、皆様におかれましては、体調の管理をしていただきまして、暑い夏を乗り切っていただきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開催します。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は全部で7議案でございます。内訳は、議案第2号の旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号から議案第6号までの財産の取得についての3議案につきましては、議案第4号は消防ポンプ自動車1台の購入、議案第5号ははしご付消防自動車1台の購入、議案第6号は高規格救急自動車1台の購入であります。それと、議案第10号から議案第12号までの専決処分の承認についての3議案につきましては、議案第10号は旭市税条例等の一部改正、議案第11号は旭市都市計画税条例の一部改正、議案第12号は旭市国民健康保険税条例の一部改正であります。

執行部といたしましては、委員皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ、全議案可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は4月の定例人事異動後、初の委員会の開催でございます。担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（伊藤 保） はい、よろしくお願いいたします。

○副市長（加瀬寿一） それでは、総務課長から順次自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 2年目になります。総務課長の加瀬です。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策課長（横山秀喜） 企画政策課、横山です。よろしくお願いいたします。

○財政課長（伊藤憲治） 今年初めて課長になりました。財政課長、伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○消防長（品村順一） 消防長の品村です。よろしくお願いいたします。

○秘書広報課長（飯島 茂） 秘書広報課、3年目の飯島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○行政改革推進課長（浪川 昭） 4月から行政改革推進課長となりました浪川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課長（渡邊 満） 4月から税務課長になりました渡邊です。どうぞよろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（高安一範） 監査委員事務局長の高安です。よろしくお願いいたします。

○市民生活課長（大木廣巳） 市民生活課長の大木です。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（島田知子） 4月から、会計管理者兼会計課長になりました島田です。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第2号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、財産の取得について、議案第5号、財産の取得について、議案第6号、財産の取得について、議案第10号、専決処分の承認について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認についての7議案であります。

初めに、議案第2号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 本会議でご説明申し上げたとおりでございます。この場では、特に補足する内容はございません。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） では、1点質問をさせていただきますけれども、この条例の中の第9条、これは選挙運動用のポスターの作成の公費負担にかかわるものだと思いますけれども、その中で、このポスター費用を計算していく上で、ポスターの掲示場というのが分からないと、この計算ができないわけでありましてけれども、何か掲示場の数が今回の選挙はちょっと若干変わっているんじゃないかなというような気がしますが、その辺について説明をしていただければ、お願いします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 選挙運動用のポスターの作成費、公設、公営によるポスター掲示場分になります。従前、250か所の掲示板、掲示箇所がございました。36投票所ということで250か所、今回、投票区の再編によりまして、掲示場の数、これは減少いたしました。19投票区ということになりますので、その中で面積要件、それから、投票所の有権者の数、そういったものが基本になりまして152か所ということになります。

この費用なんですけれども、見直し後、今回、1枚当たりが525円6銭、これは152か所分掛けます。それと、あと基本になるもの、31万500円、これを足して152か所で割ります。そうすると1枚当たりの単価、これは1円未満は切り上げになりますので、2,568円ということになります。2,568円を152か所で掛けますと、限度額は39万336円になるということになります。

従前との差が当然出てきます。250か所ありましたので、従前との差は3万9,000円ほどの現実には引き下げになるということになります。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 掲示場の数ということでお伺いさせていただいたんですけれども、この数につきましては、条例には何か所というようなことが書かれていないわけなんです、今回、100か所くらい減ったということなんですけれども、これは、条例には書かないという

ことで、その都度、選挙の都度に掲示場の数が変わるという前提なんではないでしょうか。その辺、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） ポスター掲示場ということで、これは公職選挙法の施行令の中で定められております。ちなみに、選挙人名簿の登録者の数、1,000人以上5,000人未満という区分がありまして、その中で、あとは面積要件で4平方キロメートル未満ですと7か所で、4平方キロメートル以上8平方キロメートル未満で8か所で、8平方キロメートル以上9か所ということで、これはもうその投票区の面積を算定してありますので、それぞれ設置できる箇所が上限が決まってしまうので、そのとおりに定めているということになります。

ですから、選挙のたびに数が変わるということはありません。今回、19に再編しておりますので、今後、152か所ということで決定になります。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑ありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（品村順一） それでは、議案第4号、財産の取得について、消防ポンプ自動車（CD-1型）1台の補足説明を申し上げます。

今回、仮契約を締結しました消防ポンプ自動車（CD-1型）につきましては、応札が8者ございました。落札者につきましては、株式会社モリタ東京営業部が3,759万4,420円で落札いたしました。車両は日野自動車の予定でございます。

主な装備につきましては、4輪駆動、ABS装置、圧縮空気泡装置及び小型水槽600リットルです。オールシャッター仕様です。

納入期限は平成28年11月30日です。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（品村順一）　続きまして、議案第5号、財産の取得について、はしご付消防自動車、30メートル級、先端屈折式1台の補足説明を申し上げます。

今回、仮契約を締結しましたはしご付消防自動車、30メートル級、先端屈折式につきましては、応札は1者でございました。

落札者は株式会社モリタ東京営業部が1億9,894万7,200円で落札いたしました。

車両は日野自動車はしご車専用シャーシーの予定でございます。主な装備としましては、先端が障害物を越えられますよう、屈折する装置や伸縮式の金属製水路管4WS装置がついた仕様です。

納入期限は、平成28年12月28日でございます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤　保）　担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。質疑はないでしょうか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄）　では、せっかくですので、お伺いしますけれども、はしご車、長く使われておりましたけれども、これまでのはしご車何年くらい使われていたのか。それと、出動の状況、その辺についてもお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤　保）　島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（品村順一）　島田委員の質問にお答えいたします。

現在配備中のはしご車は、平成3年3月に配備されました。約25年が経過しております。

続きまして、はしご車の出動事案でよろしいですか。はしご車は18件出動しております。直近でありますと、平成26年3月1日、鎌数で起きました食肉公社火災で放水活動を実施しております。

以上です。

○委員長（伊藤　保）　島田和雄委員。

○委員（島田和雄）　今度の新しいはしご車ですけれども、いろいろ性能についてご説明がありました。具体的にどういうところで、そういったことが使えるというか、その性能が効果がある、そういったところでそういったことができるか、その辺についてもうちょっと詳

しく説明をしてください。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（品村順一） 今までのはしご車との違いというか、機能面について説明させていただきます。

大きく分けまして、5点ほど挙げさせていただきます。

まず1番目が、今までの車両はクレーン車がベースでありました。今回ののはしご車は、はしご車の専用シャーシーとなります。既存の車両にもついておりましたが、4WS装置がついております。この装置の機能は、前輪操縦時に後輪が前輪と逆方向に向くことによりまして、回転半径を小さくすることができる装置であります。大きな車体でも、小回りがきくようになっています。

2点目としましては、はしごの先端に放水や救助活動に使用しますバスケットと呼ばれるものがついております。この既前のバスケットは、今までは180キロ、大人2人ぐらいでしたが、今回ののはしご車は床面積も強度も大きくなりまして、積載荷重が400キログラムとなっております。大人4人が搭乗可能となっております。

3点目としまして、先端のバスケット、それからリフターと呼ばれます、これはワイヤーで乗りおりするかごみたいな昇降機なんです、リフターと呼んでおります。これが、同時使用が可能です。今までののはしご車は、リフターを使う時にはバスケットを取り外さなければならなかったと、救助を争う数秒間、1分を短縮できるものであります。同時使用ができるため、要救助者が複数いた場合には、一旦はしご車をかければバスケットからリフターに乗り移って、安全で迅速な救助活動が実施できます。

次に、4点目としまして、これは現在のはしご車の主流であります。はしご車の先端が2.5メートル、屈折することができます。この屈折することによって、どういうことができるかといいますと、電線があります。電線を超えて建物に接近することができます。

また、屋上にはだいたい手すりがありますので、手すりを乗り越えて屋上にバスケットを着地することができます。今までは、伸ばしたままバスケットが高いので、またはしごを垂らして下までおろしていたんで、そういうふうなメリットがあります。

最後の5点目といたしまして、今までののはしご車は、ホースがはしご車の所についておりました。挟み込み防止のために、はしご車を旋回したり、いろいろ動きに合わせますので、そのために隊員が1人つきまして、ホースを挟まないように操作しておりました。今回は、

伸縮水路管装置というものがはしご車本体についております。この水路管がはしごの動きに合わせてスムーズに伸び縮みをいたします。起伏、伸縮、旋回、屈折の時でも、自由な放水が可能で、状況に応じて迅速で確実な消火活動が実施できます。

以上が主な点であります。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） この案件は、2億円近い金額で、大金な案件なんですけれども、今伺いましたところ、いろいろと性能がアップしまして、いざ火災というときに市民の安心・安全に大きくつながって、そういった面で向上していくのかなというふうに感じました。

そういった性能を十分発揮できるように、よく訓練されまして、旭市の消防力のアップにつながっていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑ありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（品村順一） 議案第6号、財産の取得について、高規格救急自動車1台の補足説明を申し上げます。

今回、仮契約を締結しました高規格救急自動車についての応札は1者でございました。落札者は千葉トヨタ自動車株式会社が3,257万6,280円で落札いたしました。車両はトヨタ自動車でございます。

主な装備につきましては、最新の医療機器、半自動式除細動器や救急救命士の使用する気道確保器具等を導入した仕様であります。

納入期限は、平成29年1月31日です。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 本議案につきましては、本会議でご説明したとおりであり、加えての説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） それでは、お伺いいたします。この条例を改正する意味とといいますか、趣旨、目的あるいはその上部の法令に基づいてということだと思いますが、その辺についてお尋ねいたします。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 本改正でございますけれども、地方税法の一部改正に伴うものでございます。
以上です。

（発言する人あり）

○委員長（伊藤 保） じゃ、暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） どうも失礼しました。

今回の改正ですが、先ほど申し上げましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、緊急に旭市税条例を改正する必要性が生じたので、同年3月31日に旭市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

主な内容でございますけれども、納税証明事項あるいは納期限後に納付または納入する税金または納入金に係る延滞金、これの文言の改正と、それと、法人税割の税率について引き下げを行ったということであります。

このほかには、軽自動車税の納税義務者等、また原動機付自転車及び小型特殊自動車の標

識の交付等について名称変更を行ったものであります。それと、軽自動車税のみなす課税について、それと、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲、それと特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、それに加えて、軽自動車税の環境性能割について新たに加えたということが主な内容でございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございました。それでは、市民の方に直接的にどのような影響があるのか、具体的に増税になるもの、減税になるものがあれば、お伺いいたします。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 特に影響があるといえますと、軽自動車税の改正が挙げられます。あと、たばこ税が、これも改正になります。この2点が主な内容、税ですから全て影響はあるんですけれども、主な影響というと、その辺が挙げられます。
以上です。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございました。それでは、最後にこの条例によりまして、市の税収にはどのような影響があるのか、お願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 影響額ですけれども、軽自動車税につきましては、燃費、性能割で安くなると、軽減になるという部分がございます。あと、法人税のほうでも、その点が、法人税割が下がるということでございます。

ただ、法人税につきましては、消費税の絡みがございまして、それが、これにつきましては平成29年4月1日施行ということになりますけれども、これは消費税が上がった場合に、同時に施行されるということで、延期になっておりますので、その辺もまた改正することになるかと思われます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 本議案につきましても、本会議でご説明したとおりでございます。
加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 質疑は特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 本議案につきましても、本会議で説明したとおりでございます。加えての説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。
以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 保） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第2号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第10号は承認することに決しました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤 保） ご異議はないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、行政改革推進課から、旭市公共施設等総合管理計画の素案につきまして、ご報告を申し上げます。

お手元の公共施設等総合管理計画（素案）とあります冊子をご用意いただけますでしょうか。

こちらは昨年度から市民を交えた策定市民委員会を3回、庁内会議であります管理統括会議を4回開催して議論を進め、素案として取りまとめたものでございます。

本日は、2月の全員協議会でお示しをさせていただきました骨子に追加をした内容につきまして、ご説明をさせていただきます。また、本計画につきましては、広く市民の皆様から意見をいただけるよう、6月23日から7月7日までの2週間、市で定めております……

○委員長（伊藤 保） 行政改革推進課長、座って説明をしていただいて。

○行政改革推進課長（浪川 昭） すみません、じゃ、失礼して座らせていただきます。

また、本計画につきましては、広く市民の皆様からご意見をいただけるよう、6月23日から7月7日までの2週間、市で定めております実施要項に基づきパブリックコメントを実施することとしております。

なお、この素案につきましては、資料の細かな修正作業を継続しているところでありますので、お手元の資料が最終版となっていないことをご了承いただきたいと思います。と存じます。

それでは、ページをめくっていただきまして、目次をご覧くださいと思います。

前回、お示しをさせていただきました第一編につきましては、本日は説明を割愛させていただきますが、内容を整理しまして40ページ程度削減をしております。本日は、この目次に沿って第二編を中心に説明をさせていただきます。

それでは、66ページをお開き願いたいと思います。

ここからが今回、新たにお示しをさせていただきます将来の基本方針となります。第8章は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針となります。

第1節では、計画期間を平成48年度までのおおむね20年間に設定しております。次の第2節では、取り組み体制として庁内組織である公共施設等管理統括会議を中心に取り組むことを明記しております。

ここにあります専任部門ですが、現在、行政改革推進課で担っております計画立案機能に各施設を横断的に管理できる機能、修繕や改修の設計などの営繕機能、さらには施設改修等

に係る予算査定権限の付与など施設管理の機能集約と強化を図った新たな部署の設置を検討しております。このような部署の設置は県内の自治体でも始まっておりまして、近い将来、本市におきまして設置が必要であると考えているところでございます。

続きまして、67ページをご覧くださいと思います。

第3節は、現状や課題に関する基本認識となります。このページから70ページまでは、第一編で述べております現状と将来の課題について再度認識する意味で、人口、財政、施設、地域の4つの視点から課題調整をしております。

この課題解決に向けた行動指針として、公共施設全体と施設類型ごとに基本方針及び実施方針を定めることとしています。

続きまして、71ページをお開きください。

第4節は、公共施設等の管理に関する基本的な考え方の課題解決に向けた行動指針の全体像になります。大きく3つのくぐりに分けております。表組みをご覧ください。一番左は、三大ビジョンとして今後取り組むべき大きな方向性を示しております。そのもとで、中央の列にあります基本方針では、ビジョンを実現に導く基準や目標を設定しております。右側は、実施方針として、これらを実現するための手段を設定しております。

72ページのほうをお開き願います。

ここでは、本市が目指す将来の三大ビジョンを示しております。

1つ目が、質と量の最適化として、将来にわたって市民サービスを維持しながら施設総量を維持できる量まで削減し、将来の人口構成や地域性に配慮した最適配置を実現しようとする目標になっております。

2つ目が施設マネジメントの推進として、施設のライフサイクルコストを勘案した施設配置マネジメントや長期的、総合的な施設マネジメントを確立しようとする目標になります。

3つ目が協働によるまちづくりとして、公共施設単体として考えるのではなく、将来のまちづくりの一つとして捉え、行政から一方的な推進ではなく、市民と協力して実行しようとする目標となります。

73ページのほうをご覧くださいと思います。

公共建築物の基本方針となります。ここでは、6つの基本方針を設定しております。

1つ目が最適配置の実現、2つ目が目標縮減率の達成で、お手元の資料では財政負担額と目標縮減率が黒丸で表記されておりますが、こちらは財政負担額を年額15億円程度、縮減目標を施設総量の20%以上縮減を目標と表記する予定となっております。

3つ目が、公共施設の有効活用を目指した人材及び外部組織の活用、4つ目が計画的な修繕、更新の推進。

続きまして、74ページをお開き願いたいと思います。

続きまして、5つ目が市民参加の積極的な推進、6つ目が公民連携手法の積極的な採用としております。

75ページをご覧くださいと思います。

インフラ施設の基本方針となります。ここでは、4つの基本方針を設定しております。

1つ目が優先度を明確化した上での施設整備の推進、2つ目が総量の抑制とトータルコストの低減、3つ目が維持管理の適切な実施、4つ目が市民参加による維持管理の推進としております。

76ページのほうをお開き願います。

実施方針になります。ここでは、三大ビジョン及び基本方針を受けて、実際に行動に移す実施方針を設定しております。このページから83ページにかけて、財源確保、維持管理、体制構築の3つに分けて表現をしております。

まず、(1)財源確保の実施方針でございます。財源確保の実施方針としては、施設総量の縮減、維持管理費用の節約、施設等に係る使用料の適正化、新たな歳入確保策の推進、公共施設等整備基金の創設と活用の5つの方策を記述しております。

新たな基金につきましては、77ページにその概念図を掲載しております。基金を活用することにより、厳しい財政状況下においても、必要な施設整備を継続して実施していくことができるものと考えております。

78ページのほうをお開き願いたいと思います。

(2)公共施設等の適正管理に関する実施方針でございます。78ページから83ページにかけて、9つの実施方針を設定しております。

78ページでは、点検診断等の実施方針、維持管理、修繕、更新等の実施方針、79ページでは安全確保の実施方針、80ページでは耐震化の実施方針、長寿命化の実施方針を示しておりますが、目標数値が黒丸の表記となっております。公共建築物の耐震化率につきましては、平成38年度までに耐震化率98%の実現を目標として記載する予定でおります。

なお、インフラ施設につきましては、記載できるまでの調査が実施されていない状況でありますので、目標数値は削除する予定でございます。

次の81ページでは、統合や廃止の推進方針、82ページでは民間連携の取り組み方針、83ペ

ージでは余剰資産の利活用方針及び広域連携の取り組み方針についての内容を記載しております。

続きまして、（３）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針になります。今後の体制としましては、最初にご説明申し上げました公共施設等管理統括会議を中心に事業を進め、専門的な部分につきましては、民間企業や学識経験者の参画を得ながら進めてまいります。また、職員の技術の向上や能力開発にも継続して取り組んでいくことを明記しております。

以上が公共施設全体に対してのビジョン、基本方針、実施方針となります。

86ページのほうをお願いしたいと思います。

ここからは、第９章として施設類型ごとの管理に関する基本方針となります。先ほど、公共施設全体に対しての方針をご説明させていただきましたが、ここでは、その方針を踏まえて施設類型ごとの基本方針及び実施方針を設定しております。

本日は、時間の関係もございますので、その構成についてのみの説明とさせていただきます。

ここでは、公共建築物の市庁舎についての説明となります。

まず、①の施設一覧ですが、敷地内にある建物の全てを合計した延べ床面積と、最も古い建築年度を記載しております。その下の②は、施設の配置状況の地図となります。

続いて、87ページをご覧くださいと思います。

③の現状及び課題では、その分類で抱える主な課題を記述しております。その下には、④として市庁舎の分類での基本方針を記述しております。⑤は、市庁舎の分類での実施方針となります。

また、（オ）の長寿命化の実施方針では、具体的な方向性が定まっております市庁舎の建設を記述しております。

これ以降のページは、同様にそれぞれの分類での課題抽出から実施方針までの記述となります。

飛びまして、138ページをお開き願いたいと思います。

ここでは、フォローアップの実施方針として、この計画をより確実に実行していくためのPDCAサイクルについての記載になります。

お手元にお配りをさせていただきました素案では、ここまでの内容となっておりますが、このほかにも用語解説の一覧や本計画策定後の取り組み案なども追加できるよう、作業を進

めております。

また、本計画を策定するに当たって使用した各種データについても、資料編として取りまとめる予定で作業を進めております。

最後になりますが、お手元に配付させていただいております概要版をご用意ください。こちらの資料になります。

こちらは、計画素案の内容を、概要版として凝縮したものになります。本日は、イメージとして1面だけの提示となっておりますが、市民の皆様方に分かりやすいものとなるよう、工夫してまいります。

なお、パブリックコメントでは、素案の冊子と概要版を併せて提示することとしております。

以上で、行政改革推進課からの報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、企画政策課のほうからお手元にお配りいたしました平成27年度道の駅季楽里あさひ実施報告書ということに関して説明させていただきます。

内容につきましては、一般質問で滑川議員から質問があり、回答した部分と若干重なる部分があります。過日、道の駅の理事会、そして株主総会、これにて決算の報告が承認されました。

正式なものとしましては、詳細な決算報告ですが、9月定例会で報告させていただきます。今回は、その決算の概要ということで資料を作成してもらいましたので、報告したいと思います。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 消防長。

○消防長（品村順一） 消防本部より、消防団の婚活パーティーについてご説明させていただきます。

全国的に、消防団員募集が困難な状況の中で、消防団員確保のために消防団が主体となります婚活パーティーを7月17日日曜日に開催します。鈴木団長と旭中央病院、こひつじ幼稚園、朋和産業、JAちばみどりなどへ女性の参加をお願いしてきました。

内容は、参加者が消防本部ではしご車の体験搭乗、放水体験、救助訓練などを見学しまして、その後、ホテルサンモールで軽食パーティーを行います。その時に、市長にご挨拶をお願いしております。

初めての企画であります、1組でもカップルが誕生し、団員確保と旭市の人口増加につながればよいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 所管課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） それでは、公共施設等総合管理計画のほうについてちょっと何点かお伺いしたいと思うんですけれども、今まで議会等で個別の施設の存続とか、統廃合という話が出ますと、この総合管理計画の策定を待ってということをつもいただいていたので、ここから本格的ないわゆるファシリティマネジメントが始まってくるのかなというふうに思いますけれども、その中で、そういった個別の施設の今後について81ページにも少し書いてあるんですけれども、今後、個別の施設の案件についてどのようなプロセスで進んでいくのか。

利用者としてみたら、存続を望む声があるところもあると思うんですけれども、そこら辺等、どう進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、ただいまの高橋委員のご質問にお答えをさせていただきます。

個別の施設は、今後どうしていくのか、その辺の進め方ということで回答させていただきます。

ただいまのご説明をさせていただきました総合管理計画では、これは全体の方向性を示しております。この基本方針に基づきまして、より具体的な個別計画をこれから策定していくということになります。

当然、またその中で市民の皆様の声とか、そういったものをお伺いするような場面も出てくるようになるかと考えているところでございます。

また、とにかくこの計画を市民の皆様に理解していただくために、いろいろな場面でご説明をさせていただくということで考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） ぜひ、現利用者の方々のご理解をしっかりといただいた上で、進めていただきたいなと思います。

あともう1点、面積ベースでの総量の削減目標ですけれども、20%以上の縮減というふうにありますけれども、この20%ということの根拠についてお伺いしたいんですけれども。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、ただいまの目標縮減率の20%の根拠というご質問でございます。

こちらにつきましては、市の計画のほうで、今後1年間に想定される更新費用ですが、こちらが19億円ということで想定をしているところでございます。それと、これまでの平成18年度から平成26年度、この9年間の歳出の実績ということで、こちら平均で約16億6,000万円という数字が出ております。

これに、仮に0.9掛けしまして、15億円程度は今後歳出できるのかなということで、それを単純に15を19で割りますと20%程度ということで、目標設定をしております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） そうしますと、財政的な限界線を見た場合のということで、理解してよかったと思いますけれども、分かりました。

じゃ、もう1点だけ、この旭市公共施設等管理統括会議、こちらのほうが取り組み体制の核になっていくんだと思いますけれども、この中で外部諮問機関とありますけれども、これはどのようなものを想定しているのか、この辺だけお願いします。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、外部の関係ということでございますが、これから個別計画を設定していくことになるということで、先ほどの説明の中でも、専門的な分野であるとか、その辺は外部の知識をおかりしながらということで、まだ細かな内容というか、その辺は定めておりませんけれども、今後、また十分に検討していきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） そのほかに質疑はありませんでしょうか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） 消防のコンシェルジュの所で、これは新しい企画ということで、先ほど中央病院とかJ A、それと朋和産業ですか、いろいろやるということで、たしか、これは市でもやっているし、雇用対策協議会でも、たしかこういうようなのを催していると思うんですよね。

消防では、今後、これ1回でやめちゃうものなのか、今後はどのように考えているのか、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 消防長。

○消防長（品村順一） ただいまのご質問にお答えいたします。

この企画は、全国でも初めてのケースだと思います。まだ、女性の方が現在、まだ6人しか来ておりませんので、また集まらなかったら、皆さんにまたお願いしたいと思います。今後とも、継続して実施していきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） すみません、関連してですけれども、そうすると、例えばこれ先ほどおっしゃった各団体に参加要請出されているということですのでけれども、一般向けの募集というのも、今後考えられているのでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 消防長。

○消防長（品村順一） 取りあえずは鈴木団長と、この旭中央病院等を回ってきましたが、今後も集まらなかったら、一般の人にも一応参加を呼びかけてみたいと思います。気軽に参加できるような環境を作っていきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） 申し訳ございません。先ほどの縮減目標率の算出根拠の所をちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

私、15億円を19億円で割り返すと申し上げてしまいました。こちら、19億円かかります、15億円用意できますと、その差が4億円ということで、それを19億円で除して20%ということになります。大変申し訳ございません。

それと、外部委員会ということでございましたが、現状の中では、市民の皆様に加わっていただきまして、策定市民会議というものを開催しております。こちら、また素案のほう、パブリックコメントが終わりまして、その修正等々終わりましたら、8月中に市民策定委員会、こちらのほうにまたかけまして、最終的には管理統括会議ということの中で、また決定していくことになります。

また、個別計画の策定に入る前に、学校であるとか、保育所の関係であるとかはおののあり方検討委員会が設置されまして、協議を進めているという状況でございます。

以上でございます。大変申し訳ありませんでした。

○委員長（伊藤 保） 質疑は特にないようですので、所管課の所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時 2分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保